

議案第 5 8 号

おいらせ町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償額に関する条例の一部を改正する条例について

おいらせ町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償額に関する条例（平成 1 8 年おいらせ町条例第 3 8 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 元 年 9 月 5 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

提案理由

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第 1 号）の施行に伴い、選挙長等の報酬額を改めるため提案するものである。

おいらせ町特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償額に関する条例の一部を改正する条例

おいらせ町特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償額に関する条例（平成18年おいらせ町条例第38号）の一部を次のように改正する。

別表第2選挙長の項中「日額10,600円」を「日額10,800円」に、投票管理者の項中「日額12,600円」を「日額12,800円」に、期日前投票所の投票管理者の項中「日額11,100円」を「日額11,300円」に、開票管理者の項中「日額10,600円」を「日額10,800円」に、投票立会人の項中「日額10,700円」を「日額10,900円」に、期日前投票所の投票立会人の項中「日額9,500円」を「日額9,600円」に、開票立会人の項中「日額8,800円」を「日額8,900円」に、選挙立会人の項中「日額8,800円」を「日額8,900円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。